

みんなと地域の福祉活動



出会いは一瞬
つながりは一生

こうした情勢の中には、本協議会においては、平成29年度から令和3年度までを計画期間として策定した第3次岩美町地域福祉活動計画に基づき事業を推進して参りましたが、4年目を迎える本年度は、中間評価を実施し見直すべき改善点の洗い出しを行いながら、計画後半期の活動をより積極的に取り組んでいくとともに、より効果的な活動とするためにも、町が策定している地域福祉計画との一体的な計画の策定に向けた検討をすすめていく必要があると考えています。

一方、介護サービス事業においては、介護保険制度の改正、並びに介護報酬の見直しによって、非常に厳しい経営状況が続いていること、収支改善の取り組みが喫緊の課題となっているところです。そこで、収支改善の取り組みが喫緊の課題となっているところです。そこで、収支改善の取り組みが喫緊の課題となっていますが、引き続き職員配置の最適化を図りながら、運営の効率化、適正化を一層進め、まずは収支を均衡させることを第一に注力して取り組んでいくとともに、介護サービスを必要としている方が住み慣れた地域で平等に安心して介護サービスを受けられるよう最大限の努力を重ねて参ります。

そして、本協議会は住民によって組織されている開かれた団体として、今後とも多くの関係者の方々との協働により、つながり支え合う福祉のまちづくりを推進するため、地域における公益的な取り組みの実施に向けて研究を深めながら、新たな生活課題・福祉課題に対応するサービスや資源の開発など、様々な事業に役職員一丸となって、取り組みを推進していきます。

近年、少子・高齢化の進行や働き方の多様化に伴い、地域社会の在り方は大きく変化し、社会的孤立の問題、生活困窮の問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における生活課題は公的制度や家族だけでは対応できない様々な問題が発生し深刻化が広がっています。

また、人口の減少においては、担い手の減少を招き、地域社会の存続への危機感が生まれ、地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会への期待はますます高まってきており、国の描く地域共生社会の実現に向けて、地域の特性を生かした地域福祉事業の展開の強化が求められています。

令和2年度
基本方針

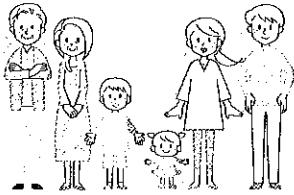


この広報誌は赤い羽根共同募金の配分を受けています。

令和2年度 事業計画（概要）

岩美町社会福祉協議会は、『誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり』を目指して、地域福祉を推進する中核的役割を担う民間組織として、住民の福祉ニーズを的確にとらえ、課題解決に向け、住民と共に考え、住民がより安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

重点目標



1. 社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進
2. 第3次岩美町地域福祉活動計画の推進
3. 生活困窮者自立支援制度の推進と各種相談・貸付事業の実施
4. ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発
5. 地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携
6. 高齢者の自立健康生きがいづくりと介護予防事業の推進
7. 介護保険事業等の推進
8. 障害福祉サービスの推進
9. 指定管理者制度における「たきさん温泉」の管理運営

主な実施事業

4. ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発

●ボランティアセンターの機能強化

- ◇高齢者ファミリー・サポート・システム（生活援助型）事業の推進
- ◇団塊の世代に対する地域福祉ボランティア活動講座の開催
- ◇福祉の心を育てる教育の振興

●生活支援サービスの開発

- ◇高齢者等の生活を地域で支えるための体制整備や仕組みの検討
- ◇生活サークル・養成講座の開催
- ◇誰もが集まる居場所モデル「井戸端カフェふらっと」の開設
- ◇テレビ会議システム「楽集ネットワーク」の機材貸出し

5. 地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携

●地域におけるネットワークづくりの推進

- ◇地区別福祉座談会の開催

●地域見守りネットワーク活動の推進

- ◇愛の輪推進員活動の推進
- ◇あんしんコール活動の実施
- ◇救急キット配布事業の実施
- ◇要援護者台帳システムの活用
- ◇住民支え合い活動の推進（意識啓発、支え愛マップの作成）
- ◇見守りネットワーク活動支援事業の実施

●赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動の推進

●福祉関係団体への活動推進

- ◇岩美町老人クラブ連合会
- ◇岩美町赤十字奉仕団
- ◇岩美町身体障害者福祉協会
- ◇岩美町共同募金委員会

1. 社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進

- 社協基盤の強化と、福祉活動に積極的に取り組むための役職員等の研修
- 職員として必要とされる資質や社会性、地域福祉の推進を担う知識や技術力を高めるための研修への参加と、業務推進の適格な執行
- 会計処理システムの的確な運用
- 広報活動の推進

2. 第3次岩美町地域福祉活動計画の推進

- 住民参加による地域の支え合い活動を推進していくために、地域の住民や各種団体が主体的に参加し、共通の目標をつくり具体的な活動内容をまとめ策定した、第3次岩美町地域福祉活動計画（計画期間：平成29年度からの5カ年）の推進と評価・見直しを行う。

3. 生活困窮者自立支援制度の推進と各種相談・貸付事業の実施

●生活困窮者自立相談支援事業の推進

●フードパートナー事業の実施

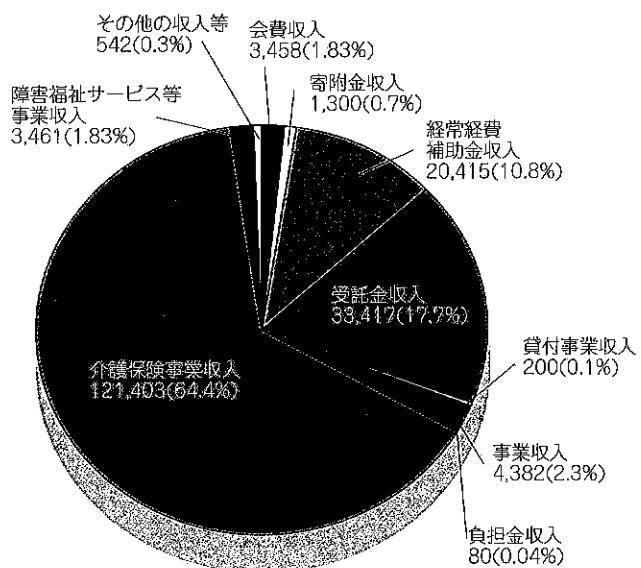
●各種相談・貸付事業の実施

- ◇心配ごと相談所ならびに弁護士による無料法律相談所の開設
- ◇生活福祉資金貸付事業の実施
- ◇日常生活自立支援事業の実施

令和2年度 予算概要

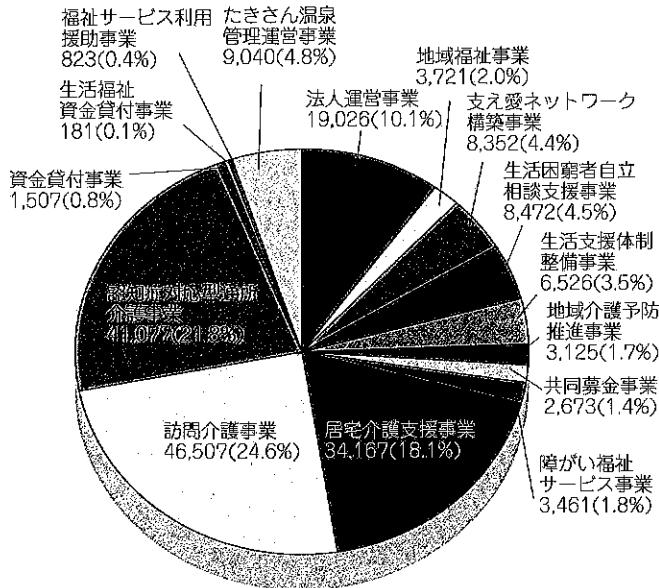
収入 188,658千円

(単位:千円)



支出 188,658千円

(単位:千円)



令和2年度の

7. 介護保険事業等の推進

- 地域住民のための介護保険サービスの推進
 - ◇ 居宅介護支援事業者としての事業推進
 - ◇ 居宅サービス事業者としての「訪問介護サービス」、「認知症対応型通所介護サービス」の事業推進
 - ◇ 低所得世帯への利用者負担の減免措置の実施
 - ◇ 介護予防・生活支援サービス事業として自立に向けた介護サービスの提供
- 岩美町産前産後ヘルパー派遣事業の受託【新規】

6. 高齢者の自立健康生きがいづくりと介護予防事業の推進

- 住民主体による「ふれあい・いきいきサロン活動」への支援
- あったかハートサロン事業の推進
- ボランティアによる、ふれあい食事サービス事業の推進（月2回）
- 岩美町ふれあい福祉大会の開催
- 高齢者歩行補助用手押車と杖の購入助成
- 福祉用具貸出し事業の実施

8. 障害福祉サービスの推進

- 障害者総合支援法に基づいた、ホームヘルプサービスの提供

9. 指定管理者制度における「たきさん温泉」の管理運営

- 介護予防拠点施設「たきさん温泉」の管理運営
(第3期: 平成28年度～令和2年度)



令和2年度 社協会費納入のお願い

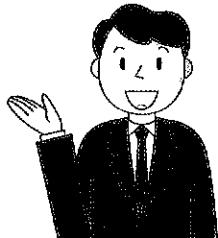
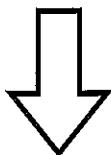
社協会費は福祉のまちづくりのための

貴重な財源となっています！



● 社協会費についての

Q&A



社協会費の種類

○一般会費 ●年額《一世帯》1,000円

町内の全世帯にお願いしています。

○賛助会費 ●年額《一 口》1,500円

社協事業にご賛同いただける方にお願いしています。

Q1 なぜ、社協は、会費を集めるのですか？

A1 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進役」として位置付けられています。

また、この法律は、地域福祉に住民の意思を反映させ、地域の皆様が福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としております。

そこで、社会福祉協議会では、この「住民参加」や「住民主体」の一つの方法として、住民の皆様をはじめ各種団体や企業等の方々に会員となっていただき、地域住民の支え合い活動を進めています。その財源として、会員の皆様より会費のご協力をお願いしております。

皆様からご協力いただいた会費は、様々な地域福祉活動やボランティア活動などを進めるための大切な財源として活用されております。

Q1 なぜ、自治会に会費の取りまとめや納入の協力をお願いするのですか？

A1 共助の精神から住民の皆様に会費の協力をお願いしておりますが、自治会は地域住民の皆様を代表する団体であり、自治会と社会福祉協議会が地域福祉の向上のために一緒に活動を進めていくことが、最も効果的であると考えることから自治会を通じて会費の取りまとめや納入のご協力をお願いしております。

毎年、会費にご協力が得られるのは、自治会をはじめ地域の皆様のお力添えのお陰です。引き続きご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします！



手押車・杖の購入費助成について



毎年好評で、たくさんの申込みをいただいているこの助成事業を、今年度も実施します。

この事業は、歩行補助器具「手押車・杖」を必要とし、身近に整えたいとお考えの方に購入費の助成を行い、屋外活動の支援することを目的に実施するもので、助成費は、町民の皆様からお寄せいただいた赤い羽根共同募金の配分金を資金源としてあります。

購入を希望される方は、下記によりお申込みください。

① 対象となる方	町内の在住者で、令和3年3月31日までに満70歳以上になられる方（昭和26年3月31日以前生まれ）であり、かつ過去10年以内に当助成を受けておられない方。		
② 個人の負担額	品名	助成額	個人負担額
	【手押車】 ※軽量でサビにくいアルミフレームです。	10,880円	5,400円
	【杖】	1,215円	600円
③ 申込方法	印鑑持参で、社会福祉協議会受付窓口へおいでください。		
④ 申込期限	令和2年6月12日（金）		

シニアボランティア入門講座～あなたのやさしさを地域に～

【参加費：無料】

好評の**傾聴ボランティア講座と手話入門講座**を開催します。

講座名等	開催日時	内 容
傾聴ボランティア講座 <small>会場／社会福祉協議会</small> <small>時間／10:30～12:00</small>	【申込期限 6/19（金）】 《第1回》 6月28日（日）	【講演】講師：よなご傾聴しあわせの会 大田 淳氏 【演題】「今、社会が必要としている傾聴ボランティア活動」 相手の心をくみ取り、寄り添う、コミュニケーション能力の中で最も重要なスキルである「傾聴」が、なぜ地域の人々を支えていく活動として求められているのかをお話しいただきます。
	《第2回》 7月 5日（日）	【講演】講師：よなご傾聴しあわせの会 大田 淳氏 【演題】「傾聴ボランティア活動のための基礎知識」 傾聴ボランティア活動に必要な基礎知識を学びます。
手話入門講座 <small>会場／中央公民館</small> <small>時間／19:00～20:30</small>	【申込期限 7/1（水）】 《第1回》 7月 8日（水）	【講師】いわみ手話サークル 代表 堀本悦子さん 手話の初心者を対象に手話の基礎技術を学習するとともに、聴覚に障がいがある方への理解を深めることを目的に開催します。
	《第2回》 7月15日（水）	手話は目で見る言葉。心を豊かにしてくれる言葉でもあります。皆さんお気軽にご参加ください。

* 諸事情による内容等の変更や新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止になる場合があります。

申込資格	町内在住の方で、ボランティア活動に興味のある方。
申込み先	岩美町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）電話73-5177 FAX 72-3811 (氏名・住所・連絡先等をお知らせください。)



生活困窮者自立支援制度のご案内



◇この制度は、様々な事情により生活が困難になっている方に対し、お一人おひとりの状況に応じたサポートをすることで自立した生活が送れるよう支援する制度です。

本協議会では、岩美町より委託を受け、行政、関係機関と連携を図りながら自立に向けた支援を行っています。一人で悩まず、まずは、ご相談ください。

自立した生活をめざし 次のような支援を行います

自立相談支援事業・・・まずは、本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じたさまざまな支援につなげていきます。

包括的な相談支援

- 包括的な支援・・・制度のはざまに陥らないよう、相談を幅広く受け止め、多様な相談に対応します。
- 個別的な支援・・・個々の状況に応じた適切な支援を実施します。
- 早期的な支援・・・生活に困窮することのないよう早い段階から支援し、課題が深刻化する前に問題解決を図ります。
- 継続的な支援・・・本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を行います。



住宅確保給付金の支給・・・就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付します。

- 離職により、住宅を失った又は、そのおそれが高い方で、所得が一定水準以下の方に対して、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

就労準備支援事業・・・就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施します。

- 「社会参加に不安がある」「人と上手くコミュニケーションがとれない」など、すぐに就労することが困難な人には、基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



岩美町福祉課地域福祉係 TEL：73-1333
岩美町社会福祉協議会 TEL：72-2500



月～金曜日（休日を除く）
8：30～17：15

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付のご案内

社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付や生活相談を行う『生活福祉資金貸付制度』を以前から実施しており、このたび、この制度の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯にも拡大し、減収や休業、失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施しております。

具体的な内容について、下記に記載しておりますので、ご相談につきましては岩美町社会福祉協議会総務福祉課 ☎ 72-2500までお問合せください。

※即日の貸付ではありませんので、ご注意ください。

休業された方の世帯向け（緊急小口資金）

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

10万円以内（次の①～⑤に該当する場合は20万円以内となります。）

- ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる。
- ② 世帯員に要介護者がいる。
- ③ 世帯員が4人以上いる。
- ④ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる。（休校・風邪症状等で休むなど）
- ⑤ 世帯員の中に個人事業者がいる。など

■据置期間

1年以内

■償還期間

2年以内

■利子・保証人

無利子・保証人不要

■申込先

岩美町社会福祉協議会または労働金庫店舗
※労働金庫を窓口とした申請につきましては郵便での申請が基本となる関係上、書類等の取り寄せが必要となります。



失業された方等の世帯向け（総合支援資金）

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少があれば、失業状態になくとも対象となります。

■据置期間

1年以内

■償還期間

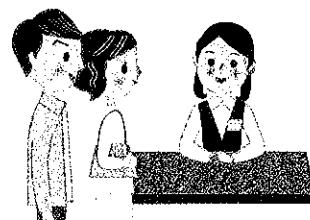
10年以内

■利子・保証人

無利子・保証人不要

■申込先

岩美町社会福祉協議会
※総合支援資金につきましては社会福祉協議会のみでの取り扱いとなります。



■貸付上限額

2人以上世帯・・・月額20万円以内

単身世帯・・・月額15万円以内

■貸付期間

原則3ヶ月以内

◎郵便による申請にも対応しておりますので、相談窓口の混雑緩和、感染防止にご協力をお願いいたします。なお、申請に必要な書類等につきましては、県社協ホームページに記載しておりますので、ご確認ください。

鳥取県社会福祉協議会 http://www.tottori-wel.or.jp/p/chiiki/kashi_top/1/

令和2年度 あつたかハートサロン開設情報 ~いつまでも健康で~

◇岩美町社会福祉協議会では、町健康長寿課と連携を図り、高齢者の閉じこもり防止、介護や認知症予防活動の一層の推進を図るため、今年度も【あつたかハートサロン】を開設します。

「気軽に」「無理なく」をモットーに、楽しく語り合ったり、健康体操や脳トレ、創作活動等を行い、いつまでも健康で生き生きとした生活を送っていただけるよう、参加者の皆さんと楽しく一緒に活動します。

下表のとおり各参加コースとも基本的に毎月2回開設し、送迎バスも運行しておりますので、参加を希望される場合は、町健康長寿課または社会福祉協議会までお気軽に問い合わせください。



会 場	岩美町社会福祉協議会 会議室
日 時	毎月第1・第3木曜日（祝日は休み） 【午前コース】午前10時～11時30分、【午後コース】午後2時～3時30分 6月…4・18日、7月…2・16日、8月…6・20日、9月…3・17日、10月…1・15日 11月…5・19日、12月…3・17日、1月…7・21日、2月…4・18日、3月…4・18日
日 時	毎月第2・第4木曜日（祝日は休み） 【午前コース】午前10時～11時30分、【午後コース】午後2時～3時30分 6月…11・25日、7月…9日、8月…27日、9月…10・24日、10月…8・22日 11月…12・26日、12月…10・24日、1月…14・28日、2月…25日、3月…11・25日
参加費	お一人、1回につき、200円の利用負担金をいただきます。

※新型コロナウィルス感染症の発生状況により中止になる場合があります。

弁護士による法律相談のお知らせ ~ひとりで悩まず、相談を~

岩美町社会福祉協議会では、『弁護士による法律相談』を今年度も開設いたします。

住民の皆さんに幅広い相談体制を提供することを目的に、相続・離婚・金銭・土地・財産・家庭内のものめごとに弁護士が相談に応じます。相談日及び内容は、下記のとおりですので気軽にご相談ください。

相 談 日	○第1回目 令和2年 7月22日（水）
	○第2回目 令和2年 9月 9日（水）
	○第3回目 令和2年 11月 11日（水）
	○第4回目 令和3年 1月 27日（水）
	○第5回目 令和3年 3月 3日（水）
相 談 時 間	午前9時～午後0時まで（1人当たり30分間程度）
予 約 方 法 (事前予約制)	窓口へ直接おいで下さい。（電話による方法も可） それぞれ相談日の15日前から受付を行い、定員になり次第締め切りとさせていただきます。
相 談 方 法	来 所（弁護士による面談）
相 談 場 所	岩美町社会福祉協議会 相談室
相 談 料	無 料

プライバシーは堅く
保護されます。

※都合による開設日の変更や新型コロナウィルス感染症の影響により中止することがありますので、ご注意ください。



見守りネットワーク活動支援事業のご案内 ～地域で支える 避難支援と日ごろの見守り～

●見守りネットワーク活動支援事業とは？

地域の見守り活動・支え合い活動を強化したい、自治会・自主防災組織等を応援する事業です。

○本事業は、自治会または自主防災組織等が主体となって、支え愛マップ等の作成活動を通じ、要配慮者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り・支え合いの体制づくり等を行うことにより、地域の要配慮者が身近な地域で安心安全に暮らすための取り組みを推進することを目的に行うものです。

助成対象経費等

- 募集件数……10住民組織（応募多数の際は、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください）
- 助成する金額……総活動費の10分の10とし、上限3万円まで
- 対象経費
 - ・報償費（例：研修会、講習会の講師に支払う謝礼など）・旅費（例：講師を招くための旅費など）
 - ・需用費（例：支え愛マップ作成、見守り・支え合い体制の仕組みづくりに必要な消耗品費、印刷製本費など）
 - ・役務費（例：支え愛マップ作成、見守り・支え合い体制の仕組みづくりに必要な通信運搬費、保険料など）
 - ・使用料及び賃借料（例：研修会や講習会を開催する際の会場借上料など）
 - ・備品購入費（例：災害発生時を想定した要配慮者の避難支援にかかる必要な資機材の購入など）

注意点

★新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、状況が落ち着くまでは地域住民が集まっての取り組みは控えることが望ましいと考えますが、このような状況だからこそ、地域の見守りや支え合い活動に重点をおき、災害時に備えたいとお考えの集落等につきましては、以下の●注意事項●に十分ご留意のうえ、取り組みをご検討いただきますようお願いいたします。

- 本来であれば、より多くの地域住民が参加し、地域のことについて話し合い、出てきた地域課題等に向けての取り組みを検討していくなどの過程が大変重要となります。状況を鑑み、まずは役員のみで計画を立て、書面により住民からの意見を取りまとめるなど、感染拡大防止に向けた対応をご検討ください。
- 感染拡大を防止するため、手洗いや咳エチケットの励行、密閉・密集・密接の「3つの密」を避け、人ととの距離をとるなどの取り組みを徹底し、マスクの着用もあわせてお願いします。
- 会場では、2方向の窓や扉を同時に開放し、定期的に（または常時）換気をするようお願いします。
- 手洗い、アルコール消毒等の徹底はもちろんですが、過去2週間以内に発熱や咳、鼻水など風邪症状のある方の参加はお控えいただき、感染が拡大している地域や国への訪問歴がある方についても参加の自粛をお願いします。

※申請についての詳細、取り組みに対する相談は下記問い合わせ先までご連絡下さい。

申込み・問い合わせ先 岩美町社会福祉協議会 総務福祉課（電話 72-2500）

日常生活自立支援事業

この事業は、判断能力に不安のある高齢者や、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう次のようなサービスのお手伝いをします。

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスなどを安心して利用できるよう、各種サービスに関する情報提供や利用手続きなどのお手伝いをします。

②日常的金銭管理サービス

金銭管理に関する相談・助言を行いながら、日常生活に必要なお金の出し入れや公共料金等のお支払いをお手伝いします。

③書類等預かりサービス

預貯金通帳、印鑑、各種証書などの大切な書類等をお預かりします。

※ただし、貴金属類、宝石などはお預かりできません。

サービス開始までの流れ

相談

訪問調査

契約

サービス開始



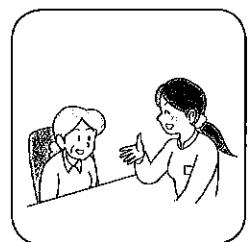
ご家族など、身近な
方からの相談にも
対応します。



困りごとについての
聞き取りなど、契約
に向けた準備を行
います。



審査会で可決後、社
会福祉協議会と契約
をかわします。



支援計画に基づき、専
門員または生活支援
員が支援を行います。

利用料について

相談・訪問調査・契約書などの作成については無料ですが、契約後の
援助は利用料が必要です。(1時間以内1,200円、以降30分ごとに600円、書類等預かりサービスは月額200円)

問い合わせ先：岩美町社会福祉協議会 総務福祉課（電話 72-2500）

たんぽぽ通信



散歩中に色鮮やかに咲いているツツジの花を職員と観賞している様子です。

木々の緑も深みを増してさわやかな風が心地よい季節となりました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか？

このたびから、久しぶりに「たんぽぽ通信」を再開いたします。

さて、今年もたんぽぽの家とたきさん温泉の敷地内のたくさんのツツジの花が色鮮やかに咲き、ご利用者の皆様やたきさん温泉に来館された皆様方を楽しませてくれました。

自然ゆたかな環境を楽しめるたんぽぽの家を、より多くの地域の皆さんに知っていただきたく、たんぽぽの家の活動の様子などを「たんぽぽ通信」を通じて紹介させていただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回のたんぽぽ通信では、たんぽぽの家で行った「お花見会」の様子や、これから暑い季節となりますので「脱水症予防について」ご紹介させていただきます。

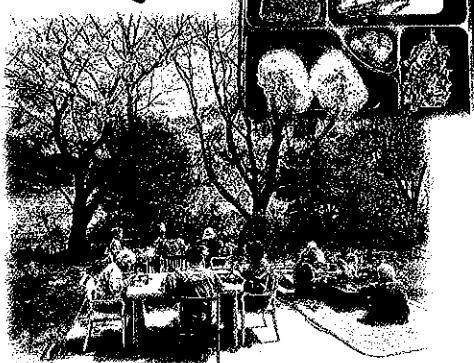


「春を満喫！青空の下でお花見会」

たんぽぽの家の敷地内の桜が満開に咲き誇る頃、恒例の「お花見会」を開催しました。ポカポカ陽気の中、利用者の皆様は桜の木の下で春を満喫しながら職員手作りのお花見弁当を堪能され、楽しいひと時を過ごされました。

お弁当を食べていると、近くからうぐいすの鳴き声が響きわたり、利用者の皆様は「自然を感じながら外で食べる弁当はとてもおいしい。」と喜んでくださいました。

今後も、ご利用者の皆様に季節を感じて頂ける楽しい活動を続けていきたいと考えています。



「脱水症予防」

これから暑くなり、気温や湿度が高い季節になると気になるのが熱中症です。

高齢者は加齢がすすむと、①筋肉量が減り水分を保持できること②腎機能が低下するため、尿量が増えること③喉の渇きを感じにくくなり、水分を摂らない生活習慣になりやすいうことなどが原因で、熱中症になりやすいと言われています。

そこで、熱中症にならない為にも、まずは脱水症の予防を紹介しますので、是非ご参考にしていただき、今年も暑い夏をのりきりましょう。

- ◎水分補給をしましょう。
 - ・スポーツ飲料や経口補水液が有効ですが、自分の好きな飲み物（お酒以外）やフルーツゼリーでもかまいません。こまめに水分補給をしましょう。
 - 起床時、食事時、食間、入浴後、就寝前に1回コップ1杯（200cc）を目安です。
 - ◎室内の温度、湿度を管理しましょう。
 - ・窓を開け換気をしましょう。エアコンや扇風機を有効に使いましょう。
 - ◎衣類の調節をしましょう。
 - ・炎天下では輻射熱を吸収する黒色系の素材を避けゆったりとした衣類を選び、汗をかかない程度に衣類を整えましょう。

たんぽぽの家

○利 用 日：月～土曜日（祭日も利用できますが、年末年始は休業）

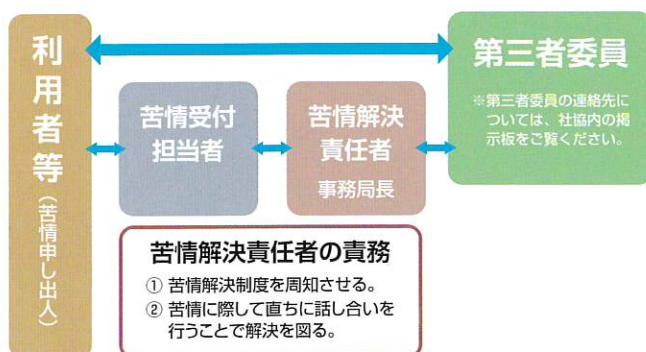
◎利用日：平日・土曜日（京口市立利用料金より少しお高め） ◎所在地：岩美町外畠 931 ◎電話番号：72-3228

福祉サービス苦情解決制度「第三者委員の紹介」

現在、福祉サービスは、必要なサービスを自分で選んで利用する仕組みへと変わっています。

しかし、自分で選んだサービスが事前に説明を受けていた内容と違っていたり、職員の対応に疑問や不満を感じていたりすることがあるかもしれません。そうしたことから安心してサービスを利用するためには、福祉サービスに関する苦情解決制度があります。

岩美町社会福祉協議会では、社会福祉法第82条の規定に基づき、本会が実施する事業について利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情受付担当者及び苦情解決責任者にあわせ、公正・中立な立場から苦情解決に関わっていただく「第三者委員」を設置しています。



その「第三者委員」には、岩美町民生委員・児童委員の山本順子さん（蒲生）と本協議会監事の中島美明さん（長谷）に就任いただいております。

福祉サービスについての困りごとや悩みごとがあれば、お気軽にご相談ください。

社協へご寄付

令和2年2月～令和2年4月（敬称略）

住 所
寄付者氏名
故人名
続柄

社会福祉事業に役立ててくださいと篤志のご寄付をいただきました。
だきました。

【金一封】
○匿名

○匿名

ご寄付をいただきました皆様に厚くお礼申しあげます。

